

令和8年度 愛媛県会計年度任用職員（特定業務職員） (中予地方局生活保護就労支援員) 採用試験実施要領

令和8年2月20日

愛媛県会計年度任用職員（中予地方局生活保護就労支援員）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分 生活保護就労支援員
採用予定人数 1人
勤務場所 中予地方局

2 職務内容

- (1) 就労支援を必要とする世帯への訪問、調査
- (2) 就職活動状況の把握、就労意欲の喚起
- (3) 公共職業安定所等の利用方法、履歴書の書き方、面接の受け方等の指導
- (4) 公共職業安定所、地域障害者職業センター等との連携による求人情報等の収集及び提供
- (5) 公共職業安定所等への同行による求人状況の閲覧、求職方法等の指導
- (6) 生活保護新規申請等の相談者への対応
- (7) 前各号に付随する業務

3 受験資格

次の(1)(2)のいずれかを満たし、かつ、(3)の要件を全て満たす者

- (1) 労働、雇用、福祉等に関する業務経験又は行政経験を有する者
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格等を有する者
- (3) 次のアからエまでに該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 愛媛県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

試験科目 口述試験（個別面接）

試験日時 令和8年3月6日（金） 時間は決まり次第、電話で通知します。

試験会場 中予地方局地域福祉課面談室

5 受付期間

受付期間は、令和8年2月20日（金）から令和8年3月2日（月）までです。

（土日、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合は、期限までに到着すること。（必着）

6 申込手続

採用試験申込書（必要事項を記載し、6箇月以内に撮影した顔写真を添付してください。）及び3受験資格(2)に該当する場合はその写しを中予地方局に直接提出し、又は郵送（封筒の表に「生活保護就労支援員採用試験申込み」と朱書きしてください。）してください。

7 採用予定日等

令和8年4月1日

8 勤務条件

- (1) 勤務時間等 原則として、勤務日数は1箇月当たり15日で、勤務時間は1日当たり午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）の7時間45分です。
 - (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始
 - (3) 有給休暇 年次休暇（初年度7日）、特別休暇（忌引等）
 - (4) 報酬等 愛媛県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。基本報酬の支給日は、原則として、翌月21日です。
 - 基本報酬 月額180,900円
 - その他報酬等 通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当、期末手当等に相当する報酬 等
 - 備考 退職手当の支給はありません。
 - (5) 任用期間 1会計年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）内。ただし、勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。その後も公募による採用試験を受験可能です。※任用回数、年齢による応募制限はありません
 - (6) 条件付採用 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。
 - (7) 保険等 労働災害補償制度、地方職員共済組合の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康管理）、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入します。
 - (8) 兼業 兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要になります。
 - (9) 服務 次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。
 - 服務の宣誓（第31条）・秘密を守る義務（第34条）・職務に専念する義務（第35条）・政治的行為の制限（第36条）・争議行為等の禁止（第37条）
- （注）上記の勤務条件は改定される場合があります。

9 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) その他質問等は、土日、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに中予地方局地域福祉課に問い合わせてください。

＜提出先・問合せ先＞

〒790-8502 松山市北持田町132番地

中予地方局地域福祉課 生活保護就労支援員採用担当：小池

電話 089-909-8756